

熊本県公報

第13290号
令和5年(2023年)
12月12日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (") 2
- 熊本県生産動態統計調査の一部改正…………… (統計調査課) 2
- 八代港港湾施設の概要…………… (港湾課) 3
- 熊本県消防表彰規程の一部を改正する規程…………… (消防保安課) 3
- 環境影響評価に係る計画段階環境配慮書の縦覧…………… (交通政策課) 3
- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 4
- 熊本都市計画道路の変更…………… (都市計画課) 4
- 大津都市計画道路の変更…………… (") 5
- 土地改良区の役員を選任等…………… (農村計画課) 5
- 土地改良区の役員を選任等…………… (") 6
- 熊本県流域下水道事業業務状況の公表…………… (下水環境課) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 13
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 14
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 14
- 道路の位置の指定…………… (") 14
- 環境影響評価条例等改正検討部会の開催…………… (環境審議会) 14
- 令和5年度(2023年度)熊本丸一般整備工事業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (天草拓心高校マリン校舎) 15
- 令和5年度(2023年度)熊本丸一般整備工事業務に係る競争入札の実施…………… (") 15
- 令和5年度(2023年度)第9回熊本県情報公開・個人情報保護審議会の開催…………… (情報公開・個人情報保護審議会) 19
- 第21回熊本県本人確認情報保護審議会の開催…………… (本人確認情報保護審議会) 19
- 熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会の開催…………… (後発医薬品安心使用・啓発協議会) 20

告示

熊本県告示第886号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和5年(2023年)12月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ソーシャルインクルーホーム玉名山田 玉名市山田2124	ソーシャルインクルー株式会社 東京都品川区南大井六丁目25番3号 田中 浩一	共同生活援助	令和5年(2023年)12月1日
短期入所 玉名山田 玉名市山田2124	ソーシャルインクルー株式会社 東京都品川区南大井六丁目	短期入所	令和5年(2023年)12月1日

25番3号	田中 浩一
-------	-------

熊本県告示第887号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和5年（2023年）12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ソーシャルインクルーホーム八代日置町 八代市日置町99-1	ソーシャルインクルー株式会社 東京都品川区南大井六丁目25番3号 田中 浩一	共同生活援助	令和5年（2023年）12月1日
短期入所 八代日置町 八代市日置町99-1	ソーシャルインクルー株式会社 東京都品川区南大井六丁目25番3号 田中 浩一	短期入所	令和5年（2023年）12月1日

熊本県告示第888号

昭和35年8月4日熊本県告示第468号（熊本県生産動態統計調査）の一部を次のように改正し、令和6年1月1日から施行する。

令和5年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

5 調査方法中「調査するほか」を「調査することに加え」に、「申告させ、調査資料の提供を求め、または統計調査員による面接聴取調査の方法による」を「申告させる」に改める。

別表アルミニウム圧延製品 押出の項を削り、同表鋳鉄管の項の次に次のように加える。

鉄系冷間鍛造品	t	従事者20名以上の事業所
---------	---	--------------

別表自動車用線ばねの項の次に次のように加える。

超硬チップ	1,000個	〃
-------	--------	---

別表汎用内燃機関の項中「従事者100名以上の事業所」を「従事者50名以上の事業所」に改め、同表コンバインの項中「〃」を「従事者30名以上の事業所」に改め、同表コンバインの項の次に次のように加える。

動力耕うん機	台	〃
--------	---	---

別表塔槽機器の項中「従事者100名以上の事業所」を「〃」に改め、同表漏電遮断器の項を削り、同表プリント配線板の項中「従事者100名以上の事業所」を「〃」に改め、同表アクティブ型液晶素子の項中「従事者50名以上の事業所」を「〃」に改め、同表特殊自動車の項を削り、同表機関部品の項を削り、同表シャシー及び車体部品の項を削り、同表船用ディーゼル機関の項中「1,000馬力：1,000PS」を「馬力：PS」に、「従事者100名以上の事業所」を「従事者50名以上の事業所」に改め、同表セメント瓦の項を削り、同表軽量気泡コンクリートの項を削り、同表はり・けたの項中「従事者30名以上の事業所」を「〃」に改め、同表石灰の項を削り、同表複合肥料の項中「全事業所」を「〃」に改め、同表酢酸の項を削り、同表硫酸アルミニウムの項の次に次のように加える。

酸素ガス	1,000立方メートル	〃
水素	1,000立方メートル	〃

別表合成洗剤の項の次に次のように加える。

酸・アルカリ洗浄剤	t	〃
-----------	---	---

別表皮膚用化粧品の項中「t」を「kg」に改め、同表合成樹脂塗料の項の次に次のように加える。

ラッカー	t	〃
別表情報用紙の項の次に次のように加える。		
工業用雑種紙	t	〃
別表製綿の項を削り、同表ふとんの項の次に次のように加える。		
漁網・陸上網	k g	〃
別表発泡酒の項の次に次のように加える。		
チューハイ・カクテル類	k l	〃
別表石灰石の項を削る。		

熊本県告示第889号

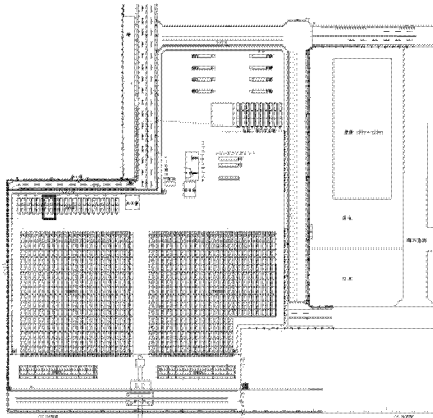
港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示し、令和5年（2023年）12月12日から当該港湾施設の供用を開始する。
 令和5年（2023年）12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 港湾名 八代港
- 2 所 在 八代市新港町地内
- 3 概 要

種類	数 量	能 力
電気設備	コンセント盤4口／基×2基	リーファークンセント 440V

4 位置図



熊本県告示第890号

熊本県消防表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 令和5年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県消防表彰規程の一部を改正する規程
 熊本県消防表彰規程（昭和55年熊本県告示第176号）の一部を次のように改正する。
 第3条第7項第2号中「又は消防団員」を「若しくは消防団員又は消防機関」に改める。
 附 則
 この規程は、公布の日から施行する。

公 告

熊本県公告第765号

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号。以下「条例」という。）第4条の3第1項の規定により作成した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について、条例第4条の6及び熊本県環境影響評価条例施行規則（平成12年熊本県規則第56号）第3条の8第1項の規定により一般の意見を求めるので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 令和5年（2023年）12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 熊本県
 - (2) 代表者の氏名 熊本県知事 蒲島 郁夫

- (3) 主たる事務所の所在地 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 (仮称)阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備事業
 - (2) 種類 鉄道の建設及び改良の事業
 - (3) 規模 長さ 約6.8キロメートル
- 3 事業実施想定区域の位置 菊池郡大津町及び菊陽町、阿蘇郡西原村並びに上益城郡益城町
- 4 配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間
 - (1) 場所
 - ア 熊本県庁(行政棟本館6階交通政策課)
 - イ 大津町役場(1階ロビー)
 - ウ 菊陽町役場(1階ロビー)
 - エ 西原村役場(1階ロビー)
 - オ 益城町役場(1階ロビー)
 - (2) 期間 令和5年(2023年)12月12日(火)から令和6年(2024年)1月16日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに令和5年(2023年)12月29日(金)から令和6年(2024年)1月3日(水)までを除く。)
 - (3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで(開庁時間に準ずる)
- 5 意見書の提出 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者
に提出することができる。
- 6 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
 - (1) 提出期限 令和6年(2024年)1月16日(火)(当日消印有効)
 - (2) 提出方法 縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函又は問合せ先への郵送
 - (3) 意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその
名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - イ 意見書の提出の対象である配慮書の名称((仮称)阿蘇くまもと空港アクセス鉄
道整備事業計画段階環境配慮書)
 - ウ 配慮書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由(日本語により記載
すること。)
- 7 問合せ先 熊本県企画振興部交通政策・統計局交通政策課空港アクセス整備推進室
電話 096-333-2169
住所 熊本県熊本市中心区水前寺六丁目18番1号

熊本県公告第766号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
令和5年(2023年)12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	堀川地区	平成26年(2014年)10月29日	令和5年(2023年)10月10日	熊本県

熊本県公告第767号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、合志市及び菊陽町の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

令和5年(2023年)12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類 熊本都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域 合志市大字福原字宮ノ上、字上左右見、字馬立、字小迫、字久保田、字上村廻、字中村廻、字下村廻、字大久保、大字竹迫字古閑前、字屋敷、字御堂園、字柳本、大字幾久富字今井戸、字御手洗、字東谷、字下請地、字中原、字笹山、大字上庄字昭和、字老ノ口、菊陽町大字原水字中堀川、字中長塚、字西上原、字北上原、字上長塚、字西佐渡原、字佐渡原、字大人足、字井手ノ上、字村上及び字古閑原上の各一部

- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、県北広域本部土木部技術管理課、合志市都市建設部都市計画課及び菊陽町都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和5年(2023年)12月13日から令和5年(2023年)12月27日まで
(行政機関の休日を除く。)

熊本県公告第768号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、大津町の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

令和5年(2023年)12月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
大津都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
大津町大字室字北出口の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、県北広域本部土木部技術管理課及び大津町都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和5年(2023年)12月13日から令和5年(2023年)12月27日まで
(行政機関の休日を除く。)

熊本県公告第769号

天草市に事務所を置く五和町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。

令和5年(2023年)12月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住 所
退任		
理事	田中 茂	天草市五和町城河原二丁目1091番地
理事	井上 健三郎	天草市五和町御領4538番地
理事	金子 久幸	天草市五和町御領8311番地
理事	原田 來持	天草市五和町御領9629番地
理事	梅本 典生	天草市五和町手野一丁目2154番地
理事	山口 峰生	天草市五和町手野二丁目543番地
理事	荒木 清人	天草市五和町城河原三丁目459番地4
理事	猪口 速人	天草市五和町城河原二丁目259番地
理事	岩崎 幸憲	天草市五和町城河原一丁目80番地
理事	田口 直光	天草市五和町城河原一丁目3378番地
監事	宮脇 正臣	天草市五和町手野一丁目3476番地1
監事	田中 敏喜	天草市五和町城河原二丁目1098番地
監事	住本 辰美	天草市五和町二江2759番地34、35
就任		
理事	井上 健三郎	天草市五和町御領4538番地
理事	金子 久幸	天草市五和町御領8311番地
理事	原田 來持	天草市五和町御領9629番地
理事	梅本 典生	天草市五和町手野一丁目2154番地
理事	山口 峰生	天草市五和町手野二丁目543番地
理事	岩崎 幸憲	天草市五和町城河原一丁目80番地
理事	田口 直光	天草市五和町城河原一丁目3378番地
理事	田中 茂	天草市五和町城河原二丁目1091番地
理事	猪口 速人	天草市五和町城河原二丁目259番地

理事	猪口志 恒雄	天草市五和町城河原三丁目1506番地
監事	宮脇 正臣	天草市五和町手野一丁目3476番地1
監事	田中 敏喜	天草市五和町城河原二丁目1098番地
監事	住本 辰美	天草市五和町二江2759番地34、35

熊本県公告第770号

球磨郡多良木町に事務所を置く百太郎溝土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和5年（2023年）12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	松岡 忠治	球磨郡多良木町大字多良木28番地2
理事	本田 茂	球磨郡多良木町大字多良木3278番地
理事	深水 吉人	球磨郡多良木町大字多良木4901番地1
理事	橋本 正照	球磨郡あさぎり町岡原北1578番地
理事	矢野 幸彦	球磨郡あさぎり町免田東3791番地
理事	岡村 文明	球磨郡あさぎり町免田東94番地
理事	廣瀬 孝喜	球磨郡あさぎり町免田西2272番地
理事	皆越 恒春	球磨郡あさぎり町免田西3137番地
理事	北川 省二	球磨郡あさぎり町須恵918番地
理事	板橋 克己	球磨郡あさぎり町深田東602番地
理事	福田 清一	球磨郡あさぎり町上北847番地
理事	池田 秀晴	球磨郡錦町大字木上南891番地
監事	宮原 盛幸	球磨郡あさぎり町岡原北142番地
監事	西 実良	球磨郡あさぎり町免田西2855番地
監事	樫山 保	球磨郡あさぎり町深田西722番地
就任		
理事	松岡 忠治	球磨郡多良木町大字多良木28番地2
理事	本田 茂	球磨郡多良木町大字多良木3278番地
理事	深水 吉人	球磨郡多良木町大字多良木4901番地1
理事	那須 昭浩	球磨郡あさぎり町岡原北101番地
理事	矢野 幸彦	球磨郡あさぎり町免田東3791番地
理事	岡村 文明	球磨郡あさぎり町免田東94番地
理事	廣瀬 孝喜	球磨郡あさぎり町免田西2272番地
理事	福屋 優一郎	球磨郡あさぎり町免田西3042番地1
理事	北川 省二	球磨郡あさぎり町須恵918番地
理事	出水田 清子	球磨郡あさぎり町深田西2704番地
理事	福田 清一	球磨郡あさぎり町上北847番地
理事	池田 秀晴	球磨郡錦町大字木上南891番地
監事	宮原 盛幸	球磨郡あさぎり町岡原北142番地
監事	西 実良	球磨郡あさぎり町免田西2855番地

熊本県公告第771号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、令和5年度（2023年度）上期の熊本県流域下水道事業の業務の状況を次のとおり公表する。
令和5年（2023年）12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 事業の概要

(1) 概況

熊本北部流域下水道の令和5年度上期の流入水量は12,650,037^m³で前年度同期と比較すると101.2パーセント、球磨川上流流域下水道は1,391,249^m³で98.3パーセント、また八代北部流域下水道は1,316,622^m³

で98.8パーセントとなっている。
 (2) 流入水量の状況

	熊本北部		球磨川上流		八代北部	
	今年度(m ³)	前年同期比(%)	今年度(m ³)	前年同期比(%)	今年度(m ³)	前年同期比(%)
4月	2,056,078	99.3	211,023	98.0	208,725	97.4
5月	2,124,601	101.8	222,969	99.9	224,447	101.3
6月	2,088,820	100.6	241,056	99.9	224,533	99.1
7月	2,267,912	104.7	247,919	96.6	235,987	101.0
8月	2,090,780	100.2	247,028	100.8	217,239	96.1
9月	2,021,846	100.3	221,254	94.7	205,691	97.5
計	12,650,037	101.2	1,391,249	98.3	1,316,622	98.8

(3) 修繕及び改良工事等について
 令和5年度(2023年度)上期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

流域下水道名	工事等名称	工事金額(円、税込)	工期
熊本北部	熊本北部浄化センター(主ポンプ)の建設工事委託に関する協定	160,000,000	R5(2023).5.16 ~R7(2025).3.31
球磨川上流	球磨川上流浄化センター汚泥脱水機械設備改築工事委託に関する協定	435,000,000	R5(2023).5.26 ~R8(2026).3.31
八代北部	宮原汚水中継ポンプ場の建設工事委託に関する協定	150,000,000	R4(2022).7.26 ~R6(2024).3.29

(4) 職員の状況
 令和5年度(2023年度)流域下水道事業の職員数は、次のとおりである。
 (令和5年(2023年)9月30日現在) (単位:人)

区分	職員	現業職員	嘱託	計
本庁・下水環境課	3	0	0	3
県央広域本部	1	0	0	1
県南広域本部	1	0	0	1
球磨地域振興局	1	0	0	1
計	6	0	0	6

(5) 条例等の制定、改廃について
 なし

2 経理の状況
 令和5年度(2023年度)上期の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県流域下水道事業会計合計残高試算表

令和5年(2023年)9月30日

(単位:円)

借方		勘定科目	貸方	
残高	累計		累計	残高
		営業収益	822,599,440	822,599,440
		営業外収益	350,035,129	350,035,129
968,993,751	968,993,751	営業費用		
32,716,241	32,716,241	営業外費用		
28,324,267,674	33,543,016,996	有形固定資産	5,218,749,322	
4,988,003	4,988,003	無形固定資産		
190,395,408	190,395,408	投資その他資産		
497,661,739	2,463,632,574	現金預金	1,965,970,835	
412,666,000	1,379,211,595	未収金	966,545,595	
8,859,549	8,859,549	短期貸付金		
5,355,600	5,355,600	前払金		
108,445,127	108,445,127	その他流動資産		
		企業債(期限到来1年超)	5,848,137,985	5,848,137,985
		長期借入金(期限到来1年超)	190,387,968	190,387,968
	241,530,159	企業債(期限到来1年内)	484,496,772	242,966,613
		長期借入金(期限到来1年内)	8,859,549	8,859,549
	470,439,978	未払金	470,439,978	
	18,601,735	未払費用	18,601,735	
		賞与引当金	4,783,000	4,783,000
	1,089,361	預り金	4,770,661	3,681,300
		その他流動負債	84,342,385	84,342,385
		長期前受金	23,717,997,541	23,717,997,541
3,983,882,373	3,983,882,373	長期前受金収益化累計額		
		固有資本金	603,804,332	603,804,332
		資本剰余金	2,501,219,223	2,501,219,223
		利益剰余金(一欠損金)	159,417,000	159,417,000
34,538,231,465	43,421,158,450	合計	43,421,158,450	34,538,231,465

3 令和4年度(2022年度)決算の状況
 令和4年度(2022年度)決算の状況は、次の決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書及び貸借対照表のとおりである。
 令和4年度(2022年度)熊本県流域下水道事業決算報告書
 (1) 収益的収入及び支出

収 入

単位:円

区 分	予 算 額			合 計	税込決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法 第24条第3項の 規定による支出額 に係る財源充当額				
第1款 流域下水道事業収益	3,277,562,000	54,196,000	0	3,331,758,000	3,371,899,387	40,141,387	内仮受消費税額 (167,890,067)
第1項 営業収益	1,493,067,000	0	0	1,493,067,000	1,787,325,956	294,258,956	" (163,289,591)
第2項 営業外収益	1,784,495,000	54,196,000	0	1,838,691,000	1,584,573,431	△ 254,117,569	" (4,510,476)

支 出

単位:円

区 分	予 算 額					小 計	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越 額	合 計	税込決算額	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越 額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用増減額	地方公営企業法 第24条第3項の 規定による支出 額							
第1款 流域下水道事業費用	3,256,857,000	61,418,000	0	0	0	3,318,275,000	0	3,318,275,000	3,175,804,865	0	142,470,135	内仮払消費税額 (136,875,890)
第1項 営業費用	3,158,013,000	61,418,000	0	△ 757,014	0	3,218,673,986	0	3,218,673,986	3,063,816,054	0	134,857,932	" (136,875,890)
第2項 営業外費用	98,844,000	0	0	757,014	0	99,601,014	0	99,601,014	91,988,811	0	7,612,203	" (0)

(2) 資本的収入及び支出

収 入

単位:円

区 分	予 算 額			小 計	地方公営企業法 第26条の規定による 繰越額に係る財源 充当額	継続費 繰越額 に係る財 源充当額	合 計	税込決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	繰越額							
第1款 資本的収入	929,561,000	△ 165,865,000	763,696,000	286,538,000	0	1,050,234,000	786,113,249	△ 264,120,751	内仮受消費税額 (11,800,454)	
第1項 企業債	376,600,000	△ 43,500,000	333,100,000	86,000,000	0	419,100,000	333,600,000	△ 85,500,000	" (0)	
第2項 補助金	370,000,000	△ 78,710,000	291,290,000	200,538,000	0	491,828,000	313,848,700	△ 177,979,300	" (0)	
第3項 負担金	174,100,000	△ 43,655,000	130,445,000	0	0	130,445,000	129,895,000	△ 640,000	" (11,800,454)	
第4項 長期貸付金償還金	8,861,000	0	8,861,000	0	0	8,861,000	8,859,549	△ 1,451	" (0)	

支 出

単位:円

区 分	予 算 額					小 計	地方公営企業法 第26条の規定による 繰越額	継続費 繰越額 に係る財 源充当額	合 計	税込決算額	翌年度繰越額		不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用増減額	繰越額						地方公営企業法 第26条の規定による 繰越額	継続費 繰越額		
第1款 資本的支出	1,427,515,000	△ 165,173,000	0	0	1,262,342,000	376,476,000	0	1,638,818,000	1,290,414,608	341,800,662	0	341,800,662	6,602,730	内仮払消費税額 (52,899,293)
第1項 建設改良費	727,012,000	△ 166,020,000	0	0	560,992,000	376,476,000	0	937,468,000	589,069,286	341,800,662	0	341,800,662	6,598,052	" (52,899,293)
第2項 企業債償還金	691,642,000	847,000	0	0	692,489,000	0	0	692,489,000	692,485,773	0	0	0	3,227	" (0)
第3項 勘合科入金償還金	8,861,000	0	0	0	8,861,000	0	0	8,861,000	8,859,549	0	0	0	1,451	" (0)

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 504,301,359 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 12,567,139 円、過年度分損益勘定留保資金 491,734,220 円で補てんした。

令和4年度(2022年度)熊本県流域下水道事業損益計算書
 (令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで)

単位：円

科 目	金 額		
1 営業収益			
(1) 流域下水道管理負担金	1,624,036,365	1,624,036,365	
2 営業費用			
(1) 管 ぎ よ 費	57,519,026		
(2) 処 理 場 費	1,091,076,268		
(3) 総 係 費	269,428,003		
(4) 減 価 償 却 費	1,524,303,657		
(5) 資 産 減 耗 費	4,613,210	2,946,940,164	
営業損失			1,322,903,799
3 営業外収益			
(1) 他 会 計 補 助 金	369,598,349		
(2) 長 期 前 受 金 戻 入	1,165,184,051		
(3) 雑 収 益	45,280,555	1,580,062,955	
4 営業外費用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	70,428,017		
(2) 他 会 計 繰 出 金	60,682		
(3) 雑 支 出	3,143,074	73,631,773	1,506,431,182
経 常 利 益			183,527,383
当 年 度 純 利 益			183,527,383
前 年 度 繰 越 欠 損 金			24,110,383
その他の未処分利益剰余金変動額			0
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			159,417,000

令和4年度(2022年度)熊本県流域下水道事業剰余金計算書
(令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで)

単位:円

	資本金	剰余金				未処分利益剰余金又は未処理欠損金	利益剰余金又は欠損金合計	資本合計
		資本剰余金			資本剰余金合計			
		補助金	負担金					
前年度末残高	603,804,332	1,316,431,171	1,184,788,052	2,501,219,223	△ 24,110,383	△ 24,110,383	3,080,913,172	
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	
処分後残高	603,804,332	1,316,431,171	1,184,788,052	2,501,219,223	(繰越欠損金) △ 24,110,383	△ 24,110,383	3,080,913,172	
当年度変動額	0	0	0	0	183,527,383	183,527,383	183,527,383	
当年度純利益	0	0	0	0	183,527,383	183,527,383	183,527,383	
当年度末残高	603,804,332	1,316,431,171	1,184,788,052	2,501,219,223	(当年度未処分利益剰余金) 159,417,000	159,417,000	3,264,440,555	

令和4年度(2022年度)熊本県流域下水道事業剰余金処分計算書

単位:円

	資本金	資本剰余金			未処分利益剰余金
		補助金	負担金	資本剰余金合計	
当年度末残高	603,804,332	1,316,431,171	1,184,788,052	2,501,219,223	159,417,000
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0
処分後残高	603,804,332	1,316,431,171	1,184,788,052	2,501,219,223	(翌年度繰越利益剰余金) 159,417,000

令和4年度(2022年度)熊本県流域下水道事業貸借対照表
(令和5年(2023年)3月31日)

単位：円

科 目	金 額		
資産の部			
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		2,633,209,455	
ロ 建物	5,669,201,491		
減価償却累計額	△ 635,839,422	5,033,362,069	
ハ 構築物	16,307,678,641		
減価償却累計額	△ 1,650,280,287	14,657,398,354	
ニ 機械及び装置	8,174,405,104		
減価償却累計額	△ 2,925,898,099	5,248,507,005	
ホ 車両運搬具	1,150,001		
減価償却累計額	△ 414,000	736,001	
ヘ 工具、器具及び備品	29,539,053		
減価償却累計額	△ 6,317,514	23,221,539	
ト 建設仮勘定		609,033,347	
有形固定資産合計			28,205,467,770
(2) 無形固定資産			
イ ソフトウェア		4,988,003	
無形固定資産合計			4,988,003
(3) 投資その他資産			
イ 長期貸付金		190,387,968	
ロ その他投資		7,440	
投資その他資産合計			190,395,408
固定資産合計			28,400,851,181
2 流動資産			
(1) 現金預金			1,167,976,384
(2) 未収金			38,433,936
(3) 短期貸付金			8,859,549
流動資産合計			1,215,269,869
資産合計			29,616,121,050
負債の部			
3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債		5,848,137,985	5,848,137,985

単位：円

科 目	金 額		
(2) 他 会 計 借 入 金 イ その他の長期借入金 固 定 負 債 合 計	190,387,968	190,387,968	6,038,525,953
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債 イ 建設改良費等の財源 に充てるための企業債	484,496,772	484,496,772	
(2) 他 会 計 借 入 金 イ その他の長期借入金	8,859,549	8,859,549	
(3) 未 払 金		470,439,978	
(4) 未 払 費 用		18,601,735	
(5) 引 当 金 イ 賞 与 引 当 金	4,783,000	4,783,000	
(6) そ の 他 流 動 負 債 イ 預 り 保 証 金 流 動 負 債 合 計	4,524,340	4,524,340	991,705,374
5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金 長期前受金収益化累計額 繰 延 収 益 合 計		23,305,331,541 △ 3,983,882,373	19,321,449,168
負 債 合 計			26,351,680,495
資 本 の 部			
6 資 本 金			603,804,332
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金 イ 補 助 金 ロ 工 事 負 担 金 資 本 剰 余 金 合 計	1,316,431,171 1,184,788,052		2,501,219,223
(2) 利 益 剰 余 金 イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金 利 益 剰 余 金 合 計	159,417,000	159,417,000	2,660,636,223
剰 余 金 合 計			3,264,440,555
資 本 合 計			29,616,121,050
負 債 資 本 合 計			

熊本県公告第772号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）12月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字上大谷3787番4、同字下大谷3880番18、同字村上

- 4106番1の一部
3工区 190,927.35平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町大字原水4106番地1
Japan Advanced Semiconductor Manufacturing 株式会社

熊本県公告第773号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年（2023年）12月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
福田 教喜	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字別府原541番
宮崎 恵	球磨郡錦町木上南	球磨郡錦町大字木上南字中園733番
宮崎 恵	球磨郡錦町木上南	球磨郡錦町大字木上南字中園732番

2 認可年月日

令和5年（2023年）12月4日

熊本県公告第774号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和5年（2023年）12月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 菊池郡菊陽町大字津久礼1796番地1
- 2 築造者の氏名 株式会社田村建装工業
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字室字新田275番3及び水路の一部
- 4 道路の幅員 5.00メートルから6.00メートルまで
- 5 道路の延長 13.36メートル
- 6 指定年月日 令和5年（2023年）11月20日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第259号

熊本県公告第775号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和5年（2023年）12月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 熊本市南区城南町阿高303番地1
- 2 築造者の氏名 ふれあいホーム株式会社
- 3 道路の位置 宇城市小川町江頭字金町107番1
- 4 道路の幅員 5.02メートル
- 5 道路の延長 34.44メートル
- 6 指定年月日 令和5年（2023年）11月20日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第101号

登載依頼**熊本県環境審議会公告第5号**

第1回熊本県環境影響評価条例等改正検討部会の会議を、次のとおり開催する。

令和5年（2023年）12月12日

熊本県環境審議会会長 嶋田 純

- 1 開催日時
令和5年（2023年）12月19日（火）午後2時から午後4時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁防災センター 101会議室・102会議室
- 3 議題
(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業における特例の

検討

- (2) スクリーニング手続の導入に関する検討
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の15分前までに集合すること。
 - (2) 傍聴希望者が11名以上いる場合は抽選により傍聴者を決定する。
 - (3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
電話 096-333-2268

熊本県教育委員会告示第21号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
令和5年（2023年）12月12日

熊本県教育長 白石伸一

- 1 競争入札に付する事項
令和5年度（2023年度）熊本丸一般整備工事業務
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」、営業種目が「車両・船舶・航空機」を有する詳細種目が「車両・船舶整備」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和5年（2023年）12月19日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年（2026年）3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年（2025年）9月1日から令和7年（2025年）10月31日（熊本県の休日）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第29号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
令和5年（2023年）12月12日

熊本県教育長 白石伸一

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
令和5年度（2023年度）熊本丸一般整備工事業務
 - (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎（管理棟1階 事務室）

郵便番号 863-2507 天草郡荅北町富岡3757番地

(3) 業務の内容
令和5年度(2023年度)熊本丸一般整備工事業務仕様書及び留意事項(以下「仕様書」という。)による。

(4) 委託期間
契約締結の日から令和6年(2024年)3月29日(金)まで

(5) 履行場所

請負業者の所有する造船所
(6) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札は、できる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(4)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により、電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(7) 入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」、営業種目が「車両・船舶・航空機類」、詳細業種が「車両・船舶整備」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次からエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和5年(2023年)12月19日(火)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本丸が入渠可能な造船所を有し、本業務が実施可能な浮きドックを有すること。

(5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書
イ ドック施工予定場所の住所及び浮きドックの規模等を記載した資料(パンフレット等)

(2) 提出方法

- 電子入札システムにより入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1) イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1) イに掲げる書類の目録を(1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和5年(2023年)12月27日(水)午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)12月27日(水)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)1月23日(火)まで行う。
- (3) 入札説明会
ア 日時 令和5年(2023年)12月22日(金) 午前11時00分
イ 場所 天草郡苓北町富岡 富岡港 熊本丸船内
- (4) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年(2024年)1月22日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和6年(2024年)1月23日(火)午前10時00分
(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)1月22日(月)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (5) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(4)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(4)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (6) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (7) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない

- 者のICカードを使用して行った入札
 オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (8) 入札金額の錯誤
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は、4(4)アの電子入札システムによる入札期間内とする。1(2)の入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができ、
 ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 イ 入札金額単位の誤り
- (9) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (10) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (11) 入札保証金
 免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
 要
- (2) 契約の締結期限
 落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
 ア 納付期限 (3)の申出期限
 イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
 ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。
 熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎(管理棟1階 事務室)
 電話番号 0969-35-1155
 ファックス番号 0969-35-2326
 イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
 ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
 午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Consignment
 Training ship KUMAMOTOMARU maintenance and repair
- (2) Date and Place for tender

- Date : January 23, 2024, 10:00 a.m.
 Place : Kumamoto Prefectural Amakusatakushin High School Marine campus
 (The first floor in administration building office)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 Kumamoto Prefectural Amakusatakushin High School Marine Campus
 3757 Tomioka Reihoku Town Amakusa Gun Kumamoto Prefecture
 863-2507, Japan
 Phone : 0969-35-1155
- (4) Other
 Language : Japanese
 Currency : Japanese Yen

熊本県情報公開・個人情報保護審議会公告第2号

令和5年度(2023年度)第9回熊本県情報公開・個人情報保護審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続等は、次のとおりです。

令和5年(2023年)12月12日

熊本県情報公開・個人情報保護審議会会長

- 1 開催日時
 令和5年(2023年)12月20日(水)
 午前9時30分から正午まで(予定)
- 2 開催場所
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議事
 - (1) 住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報保護評価書の変更(案)について
 - (2) 前回議事録の確定
 - (3) 行政文書の部分開示決定に関する審査請求事案の審議(諮問第223号)
 - (4) 行政文書の不開示決定に関する審査請求事案の審議(諮問第222号)
- 4 会議の公開・非公開
 議事(1)は、公開で行います。
 議事(2)、(3)及び(4)は、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例第14条に基づき、非公開で行います。
- 5 傍聴者の定員
 5人
- 6 傍聴手続等
 - (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 7 問合せ先
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県情報公開・個人情報保護審議会事務局(熊本県総務部総務私学局県政情報文書課)
 (電話096-333-2068)

熊本県本人確認情報保護審議会公告第1号

第21回熊本県本人確認情報保護審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

令和5年(2023年)12月12日

熊本県本人確認情報保護審議会

- 1 開催日時
 令和5年(2023年)12月21日(木) 午前10時から正午まで
- 2 開催場所
 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 報告事項(予定)
 - (1) 本人確認情報保護対策について
 - ① 県の本人確認情報保護の取組み
 - ② 市町村の本人確認情報保護対策に係る支援
 - (2) 熊本県住民基本台帳法施行条例改正案について
 - (3) 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)について
 - (4) その他
- 4 傍聴者の定員
 3人

- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時間までに、当該会議の受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 非公開の議題
会議の途中において、非公開とされた議題については、傍聴できません。
- 7 問合せ先
熊本県本人確認情報保護審議会事務局（熊本県総務部市町村・税務局市町村課）
（電話 096-333-2105）

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会公告第1号

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会の会議を次のとおり開催します。

令和5年（2023年）12月12日

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会長

- 1 開催日時
令和5年（2023年）12月14日（木）
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本テルサ 2階「りんどう・つばき」（熊本市中央区水前寺公園28-51）
- 3 議題
 - (1) 令和4年度（2022年度）の後発医薬品安心使用に係る事業実績報告について
 - (2) 令和5年度（2023年度）の後発医薬品安心使用に係る事業計画（案）
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員 10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、傍聴することができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会事務局（熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課監視麻薬班）
電話 096-383-2242（内線34149）